

2019年度における地方創生推進交付金の取扱いについて（抜粋）

1 対象経費

構想・企画段階から、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の事業実施に要する経費を支援対象とする。

例) 広報・PR 経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）、市場調査経費（テストマーケティング等）、外部人材招聘経費 等

2 対象とならない経費

本交付金においては、以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

(1) 人件費（地方公共団体の職員の人件費）

※地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、対象外とはしない。

(2) 地方公共団体の職員旅費（出張等トップセールスに伴う随行旅費は除く）

(3) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

例) お試し移住やモニターツアーなどに係る個人への旅行代金支給（交通費、宿泊費等）

(4) 各種事業の参加者個人への旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費

(5) 健康診断等の医療費等の補助

(6) 住宅・土地等の取得費補助

(7) インターンシップや研修などの受け入れ企業への個人向け給付に関する補助金

(8) 企業立地（誘致）補助金

(9) 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの

(10) 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金

(11) 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

※上記は、平成 30 年 12 月 21 日付、内閣府地方創生推進事務局が作成した「平成 31 年度における地方創生推進交付金の取扱いについて」から抜粋したものである。